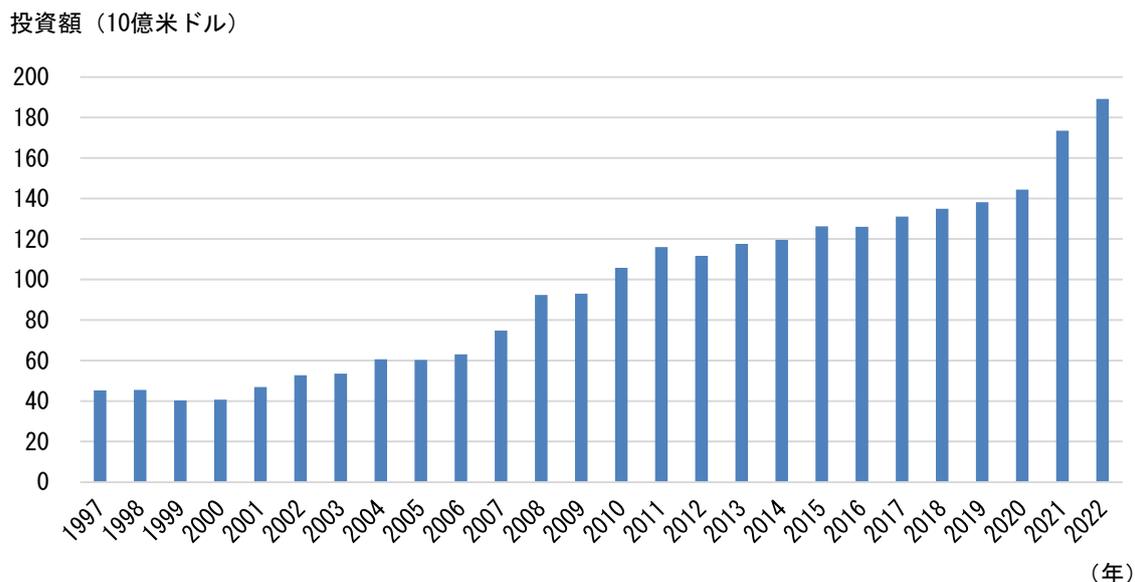


第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資受入動向

図表 4-1 外国直接投資額の推移



（出所）国家统计局編「中国統計年鑑 2023」（表 11-14）「国別外商直接投資實際使用金額」より作成

図表 4-1 によると、中国の外国直接投資受入額は 2012 年の欧州危機の景気後退の波を受けて減少したが、その後は少しずつ増加し続け、2016 年は微減となった。2017 年以降、中国政府はいくつかの外国投資促進政策を公布しており、その結果、2022 年にかけて投資は増加傾向にあり、特に 2021 年の伸び率が著しい。これは、新型コロナウイルスからの回復や、外資参入の規制を緩和した「第 14 次五カ年（2021 年～2025 年）計画期間の外資導入発展計画」が、直接投資の急進外資誘致につながったと言える。

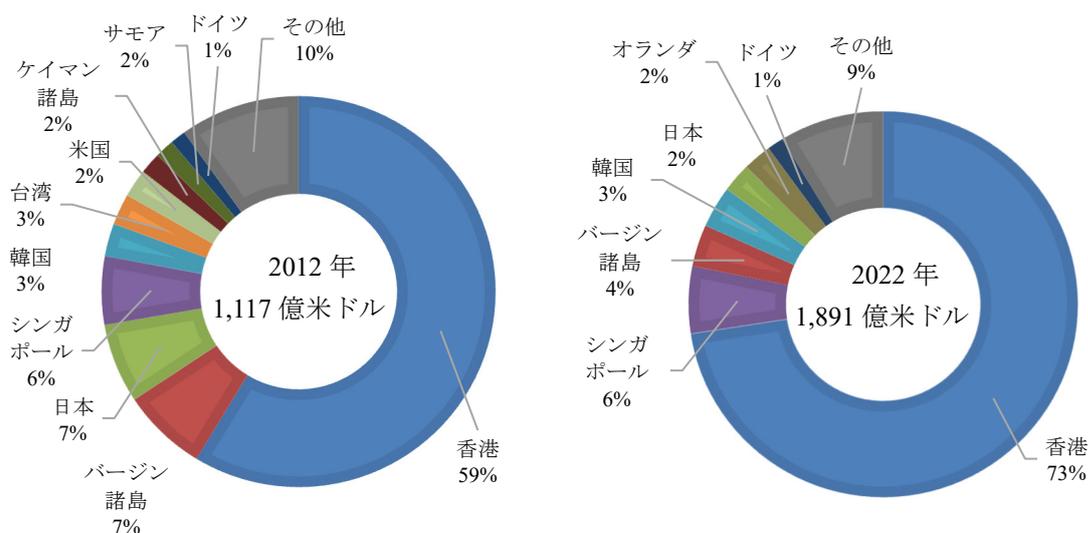
2022 年も大幅に上昇し過去最高の受入額を更新しており、例えば「製造業」の外国直接投資金額は、2021 年の 337 億ドルから、2022 年には初めて 400 億ドルの大台に乗る 497 億ドルを記録している。また、「科学研究、技術サービス、地質探査業」の分野でも直接投資が増加傾向にある（図表 4-3 参照）。一方で、2023 年度の 7～9 月（第 3 四半期）には、1998 年の統計開始後初めてマイナスとなり、地政学的緊張や不動産不況、内需低迷によるリスク低減の動きに影響を受けたと報道されている。

2. 国・地域別受入動向

中国への外国投資額の 2012 年度と 2022 年度の国・地域別受入動向を比較すると（図表 4-2 参照）、受入額は 774 億ドル増加しているものの、受入額上位の国はほぼ変化がない。

一方で、2012と2020年いずれも第1位である香港の内訳を見ると、割合が14%増加し7割を占めている。これは、香港に拠点を置く中国本土のオフショア企業が、香港経由で資金を本土に送金するようになったためと考えられており、香港は中国にとって重要な外国投資受入地域となっていると言える。2022年の国別内訳では第2位はシンガポール、第3位は英領バージン諸島（税務上の優遇措置適用上の経由と考えられる）、第4位の韓国に続き、第5位が日本であった。

図表 4-2 国・地域別外国直接投資受入額



(出所) 国家統計局編「中国統計年鑑2013」(表6-13)「国別外商直接投資実際使用金額」、「中国統計年鑑2023」(表11-14)「国別外商直接投資実際使用金額」より作成

3. 業種別受入動向

図表 4-3 は、業種別外国投資受入動向について直近3年間の数値を表にしたものである。「製造業」や「賃貸及びビジネスサービス業」、「科学研究、技術サービス、地質探査業」については多少の増減はあるものの高水準で推移し、「情報伝達、コンピューターサービス及びソフトウェア業」は継続的に増加傾向にある。一方で「不動産業」については、2020年と2021年は高い水準を保っていたものの、2022年は大幅に減少した。

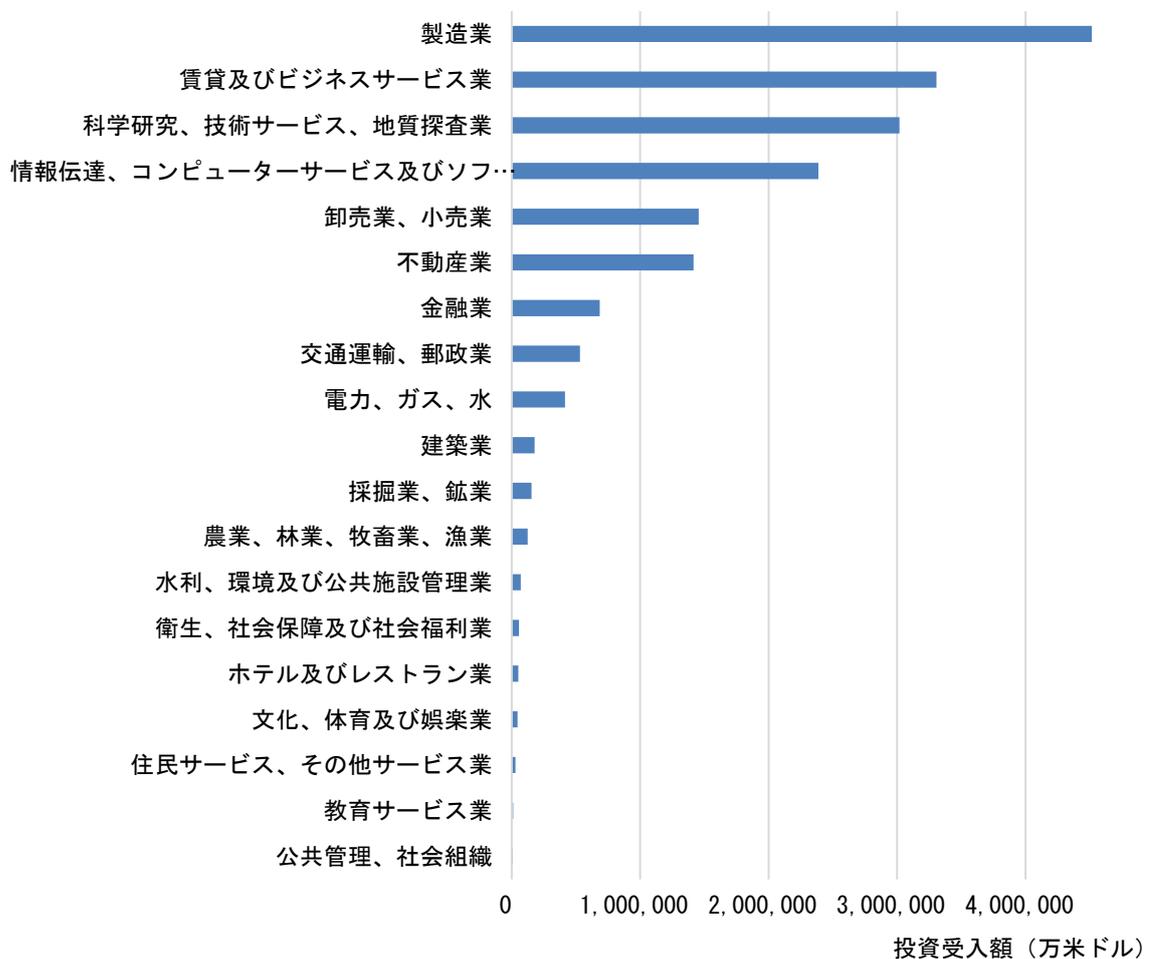
図表 4-3 業種別外国直接投資受入額の推移 (単位: 万米ドル)

業種	2020年	2021年	2022年
農業、林業、牧畜業、漁業	57,567	82,626	124,194
採掘業、鉱業	66,394	258,055	154,356
製造業	3,099,695	3,373,061	4,967,046
電力、ガス、水	311,375	37,993	415,476
建築業	181,887	227,356	178,593

業種	2020 年	2021 年	2022 年
交通運輸、郵政業	499,859	532,511	531,723
情報伝達、コンピューターサービス及びソフトウェア業	1,643,102	2,010,004	2,386,850
卸売業、小売業	1,184,445	1,671,581	1,455,746
ホテル及びレストラン業	82,415	125,560	51,574
金融業	648,240	454,230	685,142
不動産業	2,033,057	2,360,811	1,415,183
賃貸及びビジネスサービス業	2,656,159	3,308,620	3,306,489
科学研究、技術サービス、地質探査業	1,793,997	2,275,455	3,018,159
水利、環境及び公共施設管理業	56,758	132,379	70,923
住民サービス、その他サービス業	30,766	47,110	28,800
教育サービス業	28,061	1,328	11,660
衛生、社会保障及び社会福祉業	23,547	36,526	57,289
文化、体育及び娯楽業	39,602	39,711	45,011
公共管理、社会組織	0	31,414	9,027
計	14,436,926	17,348,331	18,913,241

(出所) 国家統計局編「中国統計年鑑 2023」の表 11-15「業種別外商直接投資」より作成

図表 4-4 業種別外国直接投資受入額（2022年）

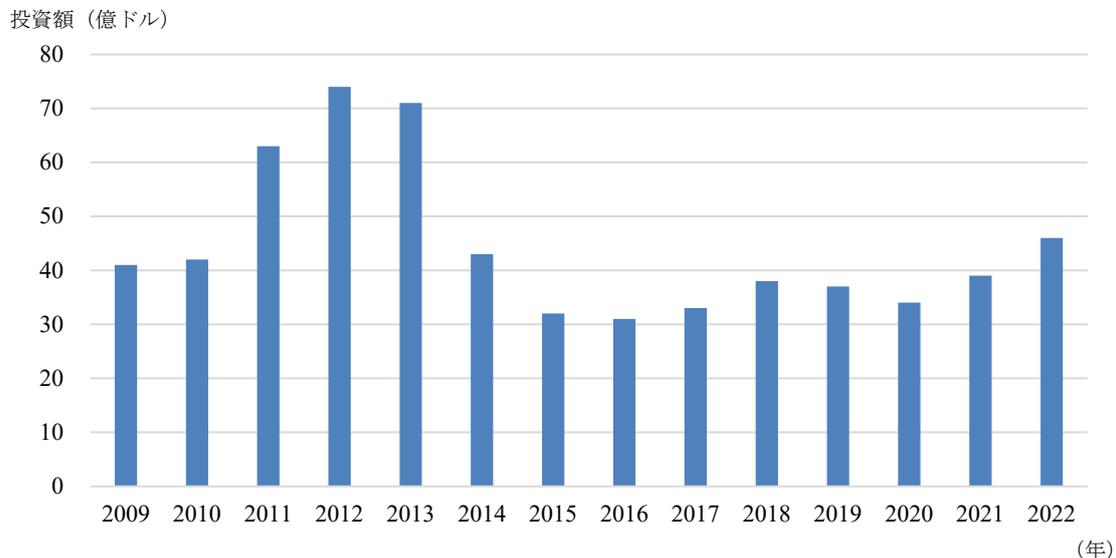


（出所）国家統計局編「中国年鑑2023」（表11-15）「業種別外商直接投資」より作成

図表4-4は業種別外国直接投資受入について2022年の数値をグラフ化し業種別の状況を示したものである。製造業の外国直接投資金額は2018年で初めて411億ドルを記録し、2022年では337億ドルと減少したが、2022年には497億ドルまで増加した。2022年の製造業の外国投資金額全体に占める割合は26%となった。次いで、賃貸及びビジネスサービス業は330億ドルで全体に占める割合は17%であり、また、科学研究、技術サービス、地質探査業が302億ドルまで増加し16%の割合となった。

4. 日本から中国への直接投資

図表 4-5 日本から中国への直接投資額の推移



(出所) 国家統計局編 「中国統計年鑑 2023」(表 11-14)「国別外商直接投資実際使用金額」より作成

日本から中国への直接投資額の傾向を見ると、2012年までは増加の傾向を見せていたが、2012年に欧州危機や中国の債務超過問題が顕在化してきたことから次第に投資額の減少が見られるようになってきている。2016年に底を打ち、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、2022年までは回復基調にある。なお、中国への直接投資実施国(地域)のランキングにおいては、日本は2016年の7位を底として、2018年は5位、2019年は3位に回復してきていたが、2022年は5位となっている。

5. 中国とASEAN諸国

(1) 中国 ASEAN 自由貿易協定

中国とASEAN諸国との間では、2010年1月に、中国ASEAN自由貿易協定(ASEAN-China Free Trade Area、ACFTA)が締結されている。ACFTAとは、中国とASEAN10カ国(タイ、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)の間で締結されている多国間の自由貿易協定を指す。ACFTAのカバーする経済圏・貿易圏は中国とASEAN全域という規模の大きいものとなっており、多くの企業が生産拠点を構える中国と東南アジアの間での物品のやり取りにも頻繁に活用される協定となっている。

実際、この協定により約9割の品目の関税が撤廃されることとなっただけでなく、域内人口16億人、経済規模(名目GDP)約6兆ドルの市場が創設されることとなり、両地域・国間の経済的な結びつきが一層強化された。

ACFTA協定の構成は貿易の柱となっている「物品貿易」と「サービス貿易」「投資」の三本立てとなっており、一般的な自由貿易協定の内容を網羅的に備えている。

経済連携協力ほどの踏み込んだ内容にはなっていないが、貿易を通じて両地域・国に多大な経済的恩恵をもたらしている。この協定の特徴としては、枠組み協定（Framework Agreement）という形で合意できた部分から先行して発効し、関税を低減していく形をとるという点があげられる。このための「早期実施を目的とするプログラム」も協定内に盛り込まれている。

ACFTA は中国－ASEAN 間で取引を行う際に、関税を減免させるために利用されるが、金額が大きい場合、輸送費よりも関税額が高くなることもあるため、コストを下げるためには、企業にとって利用価値が高い協定となる。特に、中国、ASEAN は日系企業にとっても生産拠点が集約されているエリアでもあるため、注目度も高くなっている。ACFTA においては、ASEAN の加盟国それぞれが中国に対して各物品の関税の低減スケジュールを取り決めている。

ASEAN の中でも先進的な国である ASEAN6（タイ、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール）と中国の間では、2010 年の時点で既にノーマルトラックに括られた品目の関税は撤廃されている。なお、ACFTA の特惠関税を受けられるかどうかは以下の 2 点のいずれかを満たす必要がある。

- ① 貿易対象となる物品が中国－ASEAN 加盟国の双方でノーマルトラックに指定されている。
- ② 双方で対象物品が関税を一定までしか低減しないセンシティブトラックに該当するが、関税率が 10%以下で輸入相手国の関税率よりも低い。

なお、ACFTA は多国間協定になっているため、ASEAN 加盟国ごとにどのような品目について関税をなくしていくのか、あるいは守っていくのかが異なるという点に留意して手続きを行う必要がある。2022 年の第 25 回 ASEAN 中国首脳会議では、アップグレード版である「ACFTA3.0」に向けた交渉が正式に開始された。新たな分野として、デジタル経済、グリーンエコノミー、サプライチェーンの連結性、消費者保護、中小企業等の項目が盛り込まれており、2024 年以内に妥結することを目標にしている。

(2) 海外サプライチェーン多元化

「海外サプライチェーン多元化等支援事業」とは、令和 2 年の第 1 次補正予算において措置された経済産業省から AMEICC（日 ASEAN 経済産業協力委員会）への拠出金に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化することを目的とした事業である。事業は 3 つに区分されており、設備導入補助事業、実証事業、実現可能性調査が実施されている。

2023 年 11 月時点で第 1 次公募から第 8 次公募までが実施された。第 8 次公募は、製品・部素材等の生産拠点の多元化に向けた製品開発型と ICT やブロックチェーン等のデジタル技術を活用したバリューチェーン高度化の 2 つの類型に分かれ、実証事業と事業実施可能性調査事業の募集が 2023 年 5 月 22 日になされた。公募採択発表は 2023 年 8 月と行われ、申請 16 件中、採択は 11 件となった。2023 年 12 月に国際協力銀行が発行した「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告-2023 年度 海外直接投資アンケート結果（第 35 回）」によると、中期的な有望国・地域ランキングにおいて、1 位のインドに続いて 2 位がベトナム、3 位が中国と位置付けられており、中国への得票率は 28.4%と過去最低となった。

有望理由としては、「現地マーケットの現状規模」が 68.2%、「現地マーケットの今後の成長性」が 56.4%と、マーケット規模の評価が依然と高いことが窺える。一方で、「現地マーケットの今後の成長性」については、2021 年度より減少傾向にあり、2020 年度と比較すると約 7.8%減少するという結果となった。米中摩擦に伴う両国の規制強化や、内需低迷や不動産不況による中国経済の減速が中国支持の低下につながっていることが窺える。

6. 一帯一路政策

中国は、経済圏の構想の一つとして「一帯一路政策」を掲げている。

当該政策は、2013 年に習近平国家主席が提唱し、2014 年 11 月に中国で開催された「アジア太平洋経済協力首脳会議（APEC）」にて広く世界に広まることとなった。一帯一路政策における経済圏は、中国西部 - 中央アジア - 欧州を結ぶ「シルクロード経済帯」（一帯）と、中国沿岸部 - 東南アジア - インド - アフリカ - 中東-欧州と連なる「21 世紀海上シルクロード」（一路）からなっており、新たな経済圏の確立や関係各国間の相互理解の増進等が期待されている。

一帯一路という構想自体は「現代版シルクロード構想」とも呼ばれており、これらの地域に存在する約 70 カ国の道路、港湾、発電、鉄道、水道、空港等に様々なインフラ投資を行うことで経済発展を促すことを目的としている。つまり、一帯一路政策は、インフラ投資に関連した企業にビジネスチャンスを与えるだけでなく、インフラ投資の結果、これらの地域の経済圏が発展していくことで、そこで消費される製品やサービスを提供する企業にもビジネスチャンスをもたらすことになるため、多くの日系企業にとっても重大な影響を与えることが予測される。

2018 年 5 月 9 日の日本の外務省のホームページには、主に一帯一路政策を想定する「日中民間経済協力に関する覚書」が記載されている。これは日本の外務省及び経済産業省が中国の国家発展改革委員会及び商務部との間で締結したもので、第三国における日中民間経済協力に関する覚書である。日本と中国は第三国における日中民間経済協力について、以下の 5 つの共通認識に達した。

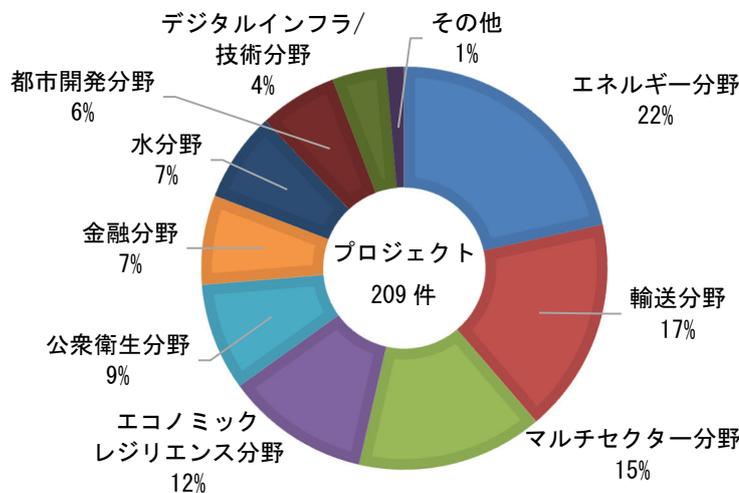
- 1：双方は、日中経済関係は相互補完性が強く、両国の企業はそれぞれの強みを有しており、民間企業間のビジネスを促進し、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが、両国の経済分野での協力の拡大、更には対象国の発展にとっても有益であるとの認識で一致した。
- 2：双方は、第三国における日中の民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の枠組みの下に、「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」を設け、省庁横断で民間部門も交えながら議論していくことで一致した。
- 3：双方は、第三国における民間経済協力案件を念頭に、日中の民間企業間の交流を一層推進するため、幅広い企業の経営者や関係閣僚等の出席する「日中第三国市場協力フォーラム」を設立・運営することで一致した。
- 4：双方は、これらの枠組みのもとで、両国企業による第三国協力の可能性がある市場及び産業分野について逐次検討し、協力可能な具体的プロジェクトの組成に向けて議論していくことで一致した。

5: 本覚書に基づく協力は、署名の日から開始される。本覚書の内容は、双方の同意を経て変更することができる。

一体一路沿線国との貿易額は、米中摩擦による対立が深まった 2018 年以降に拡大し、2022 年には中国全体の 45.4%を占めたとされており、米国との対立が激化したことで一体一路の重要性が増していることが窺える。また、中国から欧州や一体一路の沿線国を結ぶ「中欧班列」の運行数も増加しており、陸路の貿易拡大に寄与している。2023 年に一体一路政策は 10 周年を迎え、2023 年 10 月に一体一路の国際フォーラムが開催された。習近平国家主席は、演説で過去 10 年のインフラ整備等の成果をあげながら、質の高い一体一路を目指すため、8 項目の行動計画（インフラ建設、電子商取引の推進、自由貿易協定の締結、グリーンエネルギー技術、職業教育協力の促進等）に取り組むことを明らかにした。ほかにも、欧米との対立が続いていることで、ロシアとの経済面での連携強化することをアピールした。一方で、2023 年 12 月に、欧州主要国で唯一同政策に参加していたイタリアが、離脱することを中国政府に通達した。2019 年 3 月から参加しているものの、湾岸インフラ事業における中国からの投資が見送られたことや、貿易赤字が拡大したこと等、経済的な恩恵が乏しいことが原因であるとされている。

アジアインフラ投資銀行（AIIB）は、中国政府が主導し 2015 年に設立された、アジア地域のインフラ整備支援を目的とする国際開発金融機関である。2013 年 10 月に APEC 首脳会議で提唱され、同時期に一体一路の設立も提唱されたことから、一体一路のインフラ整備に向けて資金調達面で後押しする狙いがあると見られていた。AIIB の加盟国地域は 100 を超えており、2023 年 11 月時点で承認されたプロジェクトは 243 件で、総融資総額は計 470 億ドルとされている。プロジェクトタイプの割合は、エネルギー分野が最も多く 22%と再生可能エネルギー事業が目立っており、次いで空港や鉄道等の輸送分野が 17%である。2023 年 9 月にエジプトで開催された年次総会では、「持続可能な成長」をテーマに、気候変動に配慮したインフラ設備や、デジタル化について議論された。近年環境対策に力を入れてきた中国だが、AIIB においても 2020 年に、2025 年までに気候変動対策の融資を総融資額の半分まで引き上げることを目標として掲げており、2021 年に遼寧省の純電気等の新エネルギーバスを導入するプロジェクトへ融資を承認している。

図表 4-6 AIIB のプロジェクトタイプ内訳



(出所) AIIB の HP より作成